国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管		来区分) 9F 1/10/90/22 FE C	.の疾引を水の心に未						
E 理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
29	る規制緩和		交付金(防災・安全)の要件の緩和	当するものとして防災・安全交付金の補助対象とすること。	本県内を縦断する熊野川の支流では、紀伊半島大水害とその後の台風等により土砂が堆積し、治水安全度が低下している。さらに、本自風18号等で新たな土砂が発生し、その後も台風時に限らず、多量の土砂が堆積し、治水安全度の低下が続いている。特に神納川においては紀伊半島大水害後に災害復旧事業として堆積土砂の撤去を行ってきた。しかしながら、県単独の費用で点検を行いながら堆積土砂撤去工事を行っているが、断続的に多量の土砂が堆積している現状であり、平成27年度の堆積土砂の除去に要する費用は、約1.5億円となり近隣自治体と比較して負担が大きいものとなっている。 【制度改正の必要性】 毎年度県単独事業での実施の場合、流域内で工事できる箇所が特定され、堆積する土砂を効果的に除去することができない。安全な河川断面を確保するために、交付金による財政支援を受け、堆積土砂の除去を迅速に行うことが必要である。	また、改修済である区域についても安全な流域空間の確保及び良好な河川空間の形成により、住民の憩いの場の提供や観光客増加などストック効果が期待できる。	交付金交付要綱		奈 良	
	B 地方に対す る規制緩和		用要件の緩和	宅の適用要件(全国一律の滅失戸数)について、被災の状況 や財政力など自治体の実情に応じた基準となるように要件緩和を行う。	【制度改正の必要性】 災害公営住宅の要件は、全壊戸数を基本に全国一律の滅失戸数となっており、局地的な災害においては、国庫補助における災害公営住宅の扱いとならない場合があり、財政力の弱い小規模自治体が十分な対応ができない場合がある。 【長野県神城断層地震による事例】 〇平成26年11月26日 震度6弱の地震が発生し、白馬村及び小谷村で、住家等の被害が大きかった。 ○震災後、早期の生活再建及び地域の再生を図るため、公営住宅の建設を検討するが、局地的な災害であったため、災害公営住宅の要件(1市町村の区域内で200戸以上若しくは1割以上)に該当できなかった。 ・白馬村 全壊 42戸(世帯数の約1.2%) ・小谷村 全壊 33戸(世帯数の約2.7%) 〇長野県では、小規模市町村の財政負担を軽減し、被災者の生活再建と地域の再生を円滑に行えるよう、通常の公営住宅の国庫補助率と災害公営住宅(一般災害)の国庫補助率との差を助成する嵩上げ補助を創設し、支援を行う。 ・白馬村 公営住宅18戸(県補助 うち12戸) H28年度建設・小谷村 公営住宅8戸(県補助 うち8戸) H27年度建設(一部繰越し)	の再生に繋がる。	公営住宅法第8条 第1項	国土交通省	長野県	

	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)			
団体名	支障事例				
山春市川岡賀都都東形日、県県県県県県県県県県県県県県原市県東京東京	○ 本県でも、管理する多くの中小河川で、河積阻害の要因の土砂堆積について、すみやかな土砂の撤去を望む県民の声に対して、県単独費により継続的に行っていますが、多くの部分で対応出来ていない状況。河川内の堆積土砂の撤去について、交付金による財政支援が行われば、より適切な河川管理が図ることがことが可能となる。				
市、上越 市、奈良 県、鳥取	○ 災害公営住宅の要件は、全壊戸数を基本に全国一律の滅失戸数となっており、局地的な災害においては、戸数が少ない場合、国庫補助における災害公営住宅の扱いとならないため、財政力の弱い小規模自治体が十分な対応ができない。 ○ 平成23年9月の紀伊半島大水害では、南部の小規模市町村が大きな被害を受けた。当時の被害は、場所によっては、既存集落が崩壊するような大災害であったが、災害公営住宅の適用要件には適合せず、一般対策事業により、災害復興を進めているところである。 ○ 本県の南部東部地域の小規模市町村で災害が起こると、一つの集落がなくなるほどの災害であっても災害公営住宅の適用要件には該当せず、集落の崩壊や過疎の更なる悪化となることから、自治体の実情に応じた基準が求められる。 小規模市町村の財政負担を軽減し、早期の被災者の生活再建と地域の再生に繋がる。	③一市町村の区域において全住宅の1割以上 のいずれかを満たすことが公営住宅法に規定されており、小規模な地方公共団体ではより小さい被害であっても			

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管	提案区分		相安東塔						7.011
番 区分	分野	一 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
107 B 地方に る規制緩和	す 運輸・交通	維持改善事業費補助金(離島航路運	業費補助金交付要綱において、離島航路運営費補助金の交付要件として一航路につき唯一の事業者が運航するものに限定されています。二以上の複数事業者が競合する場合においても補助金の交付対象となるよう制度の緩和を要望します。	運営費補助金の交付要件として一航路につき唯一の事業者が運航	民のより安定した生活交通を確保することが可能となります。	地域公共交通確保 維持改善事業費補 助金交付要綱第29 条第2項	国土交通省	姫路市	
129 B 地方に る規制緩和	士木・建築	住宅移転事業の対	ており、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も交付対象なるよう要件の緩和を求める。	当該事業については、平成27年度から中古住宅に関連した相談を 受けるようになってきている。	中古住宅(空家等)購入後のリフォーム費用について交付対象となるよう要件を緩和することで、危険住宅からの移転の選択肢を増やし、危険住宅の移転を促進するとともに、各市町村で課題となっている空家	社会資本整備総合交付金交付金交付金交付の金交付の金交付要綱	国土交通省	熊本県	

	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)			
団体名	支障事例				
	〇当県では、離島航路に係る国庫補助制度の要件緩和について、平成29年度の国の施策等に関する提案・要望において、以下の要望を行っているところ。地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替交通手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。島嶼部で構成される地域において通勤や通院などに活用される重要な生活航路であるにもかかわらず、唯一航路でないために国庫補助の対象外となっている離島航路については、関係自治体による船舶の無償貸与や運航欠損への補助金支出等が行われている。しかしながら、人口減少や近隣自治体が架橋で本土と接続されたこと等により利用者の減少が続き、航路事業者の欠損が拡大する中、自治体の財政負担も重くなり、減便で対応せざるを得ない状況が生じるなど住民生活にも影響が出ている。	源の中から真に必要な生活航路を確保維持するために、唯一かつ赤字航路を対象としている。競合航路は、一方 が撤退しても航路は維持されることから、複数事業者が競合する場合を離島航路補助の対象とすることは困難で			
山形県、	-	 通常は売主が行うことが想定される、居住のために必要な最低限の改修を購入に合わせて行う場合は、その改修			
京都府		費用を購入費用に含むことが可能である。			